

【個人番号の利用目的】の変更（追加）について

平成 29 年 10 月 31 日

長野信用金庫（以下、「当金庫」といいます）は、個人情報保護法第 15 条第 2 項および第 18 条第 3 項に基づき、平成 30 年 1 月 1 日から当金庫の個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報の利用目的を以下のとおり変更（追加）いたしますのでお知らせいたします。

【個人番号の利用目的】

当金庫は、「個人情報の保護に関する法律」および「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、お客様の個人番号および特定個人情報（個人番号を含む個人情報）を取得した場合は、次の利用目的の範囲内に限り利用いたします。

- (1) 出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- (2) 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- (3) 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- (4) 金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- (5) 国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- (6) 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- (7) 預金口座付番に関する事務のため

※赤字部が変更（追加）箇所です。